

# 日興イーजीトレード

## 信用取引の契約締結前交付書面 信用取引に関する説明書 信用取引口座取扱規程

(インターネット取引)

[eztrade.nikko.co.jp](http://eztrade.nikko.co.jp)

日興コーディアル証券株式会社

※ 平成21年1月5日に実施される株券電子化に伴って、本書面上に記載する「株券」を適用のある法令諸規則に従って「株式」と読み替える場合があります。

---

## 信用取引の契約締結前交付書面 (インターネット取引)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

なお、この書面では、当社での信用取引のうち、日興イーリートレードを利用した信用取引について説明しております。お取引店で担当者を通じて行う信用取引とはルールや取引方法等が異なりますので、ご注意ください。

信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券( )、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等(以下「株券等」と言います。)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。

信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約があります。なお、当社は信用取引による売買を「制度信用取引」のみの取扱いとさせていただいております。

信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合のみ、自己の責任において行うことが肝要です。

( )株券...この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

### 手数料など諸費用について

- 信用取引を行うにあたっては、別紙「手数料等の諸費用」に記載の委託手数料、権利処理等手数料を上限とする手数料をお支払いいただきます。
- 信用取引の買付けの場合、買付け代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売付けの場合、売付け株券等に対する信用取引貸株料および品貸料をお支払いいただきます。
- 信用取引にかかる金利等の諸費用は、その時々金利情勢、市場環境、株券等調達状況、制度変更等（以下「金利情勢等」といいます。）に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります。また、金利等の諸費用は、金利情勢等により変動するため、この書面上、その金額（率）等をあらかじめ、記載することはできません。信用取引にかかる金利等の諸費用については、当社ウェブサイトでご確認ください。

### 委託保証金について

- 信用取引を行うにあたっては、「日興イーリートレード信用取引に関する説明書」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。
- 委託保証金は、売買代金の40%以上で、かつ30万円以上が必要です。なお、売買代金の10%以上は現金による差し入れが必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。

### 信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 信用取引を行うにあたっては、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券等の裏付けとなっている株式、債券、不動産、商品等（以下「裏付け資産」（ ）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。

( )裏付け資産が、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

- 信用取引の対象となっている株式等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、40%に回復するまでの不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部または全部を決済（反対売買または現引・現渡）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等( )をとることがあります。( )詳細は、各取引所で公表されている「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」および「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認いただけます。

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

### **信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

- 信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

---

## 制度信用取引の仕組みについて

- 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料および返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等および買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。
- 制度信用取引ができる銘柄は、株券のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。
- 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。なお、制度信用取引を継続することが適当でない認められるときには、制度信用取引の返済期限（6か月）の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。
- 制度信用取引における金利、貸株料は、その時々々の金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（ ）。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社ウェブサイトでご確認ください。  
また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取ることとなりますが、品貸料は、その時々々の株券調達状況等に基づき決定されることとなります（ ）。  
（ ）その額は、その時々々の金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- 制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。  
なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、事前に当社ウェブサイトでご確認ください。
- 制度信用取引によって売買している株券が、株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。（注）ただし、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

- 
- ✓ 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率 1：2 等）  
株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付けまたは買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。
  - ✓ 上記以外の株式分割の場合（分割比率 1：1 . 5 等）  
金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。  
また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約 3 か月後）、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。

（注）制度信用取引では、お客様が買い付けた株券は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券に株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性および換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

- 証券金融会社は、貸借銘柄について、株券の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

## 信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における信用取引については、以下によります。

- 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引  
取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理株券等の売買の媒介、取次ぎまたは代理
- 信用取引に係る委託保証金または代用有価証券の管理

---

## 金融商品取引契約に関する租税の概要

信用取引の税務上・会計上の取扱いの詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。なお、個人のお客様に対する課税は、一般には、次のような取扱いがなされるものと考えられます。

- 信用取引における配当落調整額は、株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。


- お取引にあたっては、あらかじめ「日興イーリートレード信用取引に関する覚書兼信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- 信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。
- 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、信用取引によって買い付けた株券および信用取引によって株券を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済および現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け

取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

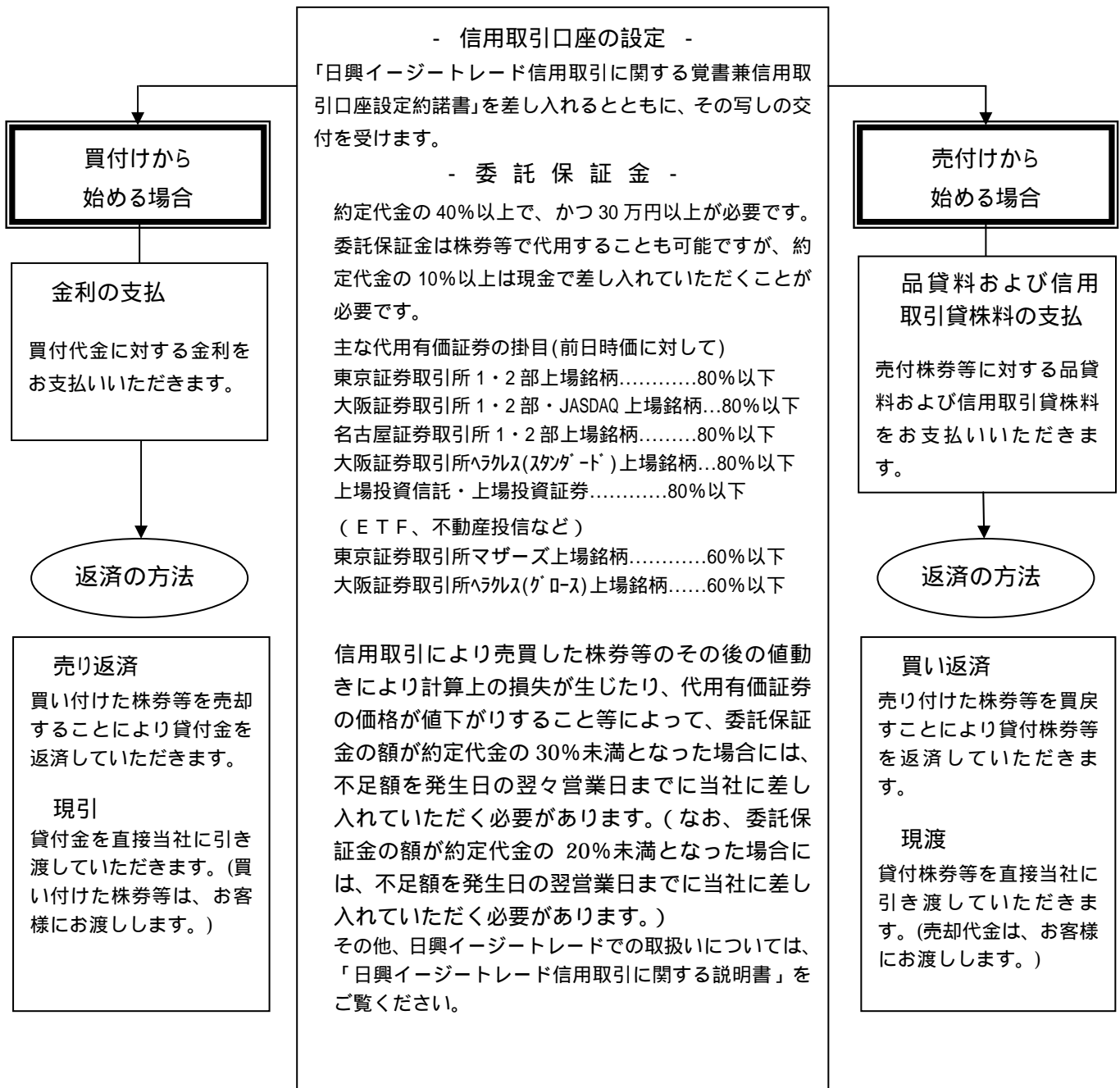
- 適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）が信用取引の売付けを行う場合およびそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。
- 注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- 万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡下さい。
- すべての建玉を決済してから新たに信用取引を行わないまま、あるいは、信用取引の口座を開設してから信用取引を行わないまま6か月を経過した場合は、信用取引の口座は閉鎖させていただきます。

## 当社の概要

（平成22年4月現在）

商号等	日興コーディアル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1
加入協会	日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年6月
連絡先	 0120-125-987（受付時間：平日8:00～19:00）

信用取引の基本的な流れ



注1 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

注2 金利については、当社が定める率となります。詳細については、事前に当社ウェブサイトでご確認ください。

注3 委託保証金率および代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されるまたは当社独自の判断により変更することがありますので、委託の際に当社ウェブサイトでご確認ください。

## 手数料等の諸費用

信用取引には、以下の手数料その他諸費用が発生します。当該手数料その他諸費用は信用取引の決済時（返済時）にお客様と当社の間で受け払いします。

### (1) 日興イーリートレード信用取引委託手数料

新規建時および返済時の約定代金に対して、当社が定める以下の手数料をお支払いいただきます。

約定代金	総合コース	ダイレクトコース
最低手数料	最低:918 円 (税抜 875 円)	最低:787 円 (税抜 750 円)
100 万円以下	0.422625% (税抜 0.4025%)	0.181125% (税抜 0.1725%)
100 万円超 200 万円以下	0.330750%+918 円 (税抜 0.3150%+875 円)	0.141750%+393 円 (税抜 0.1350%+375 円)
200 万円超 300 万円以下	0.294000%+1,653 円 (税抜 0.2800%+1,575 円)	0.126000%+708 円 (税抜 0.1200%+675 円)
300 万円超 400 万円以下	0.275625%+2,205 円 (税抜 0.2625%+2,100 円)	0.118125%+945 円 (税抜 0.1125%+900 円)
400 万円超 500 万円以下	0.257250%+2,940 円 (税抜 0.2450%+2,800 円)	0.110250%+1,260 円 (税抜 0.1050%+1,200 円)
500 万円超 1,000 万円以下	0.220500%+4,777 円 (税抜 0.2100%+4,550 円)	0.094500%+2,047 円 (税抜 0.0900%+1,950 円)
1,000 万円超 2,000 万円以下	0.202125%+6,615 円 (税抜 0.1925%+6,300 円)	0.086625%+2,835 円 (税抜 0.0825%+2,700 円)
2,000 万円超 3,000 万円以下	0.183750%+10,290 円 (税抜 0.1750%+9,800 円)	0.078750%+4,410 円 (税抜 0.0750%+4,200 円)
3,000 万円超 5,000 万円以下	0.110250%+32,340 円 (税抜 0.1050%+30,800 円)	0.047250%+13,860 円 (税抜 0.0450%+13,200 円)
5,000 万円超	91,875 円 (税抜 87,500 円)	39,375 円 (税抜 37,500 円)

「%」は、約定代金に対する割合です。

日興イーリートレード信用取引の場合、一口注文、一括お支払方式のカウン트는、対象外となっております。

ダイレクトコースのご利用をご希望のお客様は、別途お申込みが必要となります。

---

## (2) 信用取引金利

信用取引の金利は、直近の金融情勢や証券金融会社と当社との貸借取引にかかる金利（貸借取引金利）の動向に基づき、当社が定めた率とします。

信用取引の「買方金利」は、買付代金の融資に対する金利をお客様から当社へお支払いいただきます。一方、「売方金利」は、お客様が当社から株券等を借入れて売付けを行った売却代金にかかる金利を当社からお客様へお支払いします。

信用取引金利の日数計算は「新規建玉の受渡日」から「建玉返済の受渡日」までの暦日数（両端入れ）となっております。なお、新規建玉を行った当日に決済（返済）する「日計り商い」についても1日分の金利が発生します。

## (3) 信用取引貸株料

信用取引貸株料は、信用取引で売付けを行ったお客様より、その新規売付建玉の約定代金に対し一定率を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

個別の貸株等超過銘柄にかかる「品貸料」（いわゆる逆日歩）とは異なり、買方のお客様がこれを受取るものではありません。

## (4) 品貸料（逆日歩）

制度信用取引では、証券金融会社において貸株残高が融資残高を超過して株券等が不足する場合、証券金融会社はその不足する株券等を金融商品取引業者や機関投資家等から有料で調達します。その際に発生した株券等の調達費用である「品貸料（しながしりょう）」（いわゆる「逆日歩（ぎゃくひぶ）」）を売方（売建玉）が支払い、買方（買建玉）が受取ります。

品貸料（逆日歩）の日数計算は「新規建玉の受渡日」から「建玉返済の受渡日の前日」までの暦日数となっております。建玉を当日に決済する日計り商いについては、売方・買方双方の品貸料（逆日歩）の受払いは発生しません。

## (5) 権利処理等手数料

信用取引において、買付建玉が株主等の権利を確定する日（権利確定日）をまたいでいる場合、1売買単位（1単元）あたり52.5円（税抜50円）を権利処理等手数料としてお支払いいただきます。

（注）信用取引にかかる諸費用は、その時々金利情勢、市場環境、株券等調達状況、制度変更等に応じて決定されますので、その金額（率）は、変動します。諸費用の最新情報につきましては、当社ウェブサイトでご確認ください。

## 代用有価証券の種類、代用価格等

委託保証金は、売買代金の40%以上で、かつ30万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

東京証券取引所1・2部上場銘柄.....	80%以下
大阪証券取引所1・2部・JASDAQ上場銘柄.....	80%以下
名古屋証券取引所1・2部上場銘柄.....	80%以下
大阪証券取引所ヘラクレス(スタンダード)上場銘柄...	80%以下
上場投資信託・上場投資証券.....	80%以下
(ETF、不動産投信など)	
東京証券取引所マザーズ上場銘柄.....	60%以下
大阪証券取引所ヘラクレス(グロース)上場銘柄.....	60%以下

以下に該当する銘柄は、代用有価証券の範囲外(代用不適格有価証券)となります。ただし、以下に該当する場合でも当社の判断により代用有価証券として取扱う場合があります。

- 名古屋証券取引所セントレックス上場銘柄
- 大阪証券取引所NEO上場銘柄
- 札幌、福岡証券取引所上場銘柄
- TOKYO AIM上場銘柄
- 金融商品取引所に上場する外国株券等
- 大証カントリーファンド、大証ベンチャーファンド市場銘柄
- 整理銘柄(整理ポスト割当銘柄)
- 証券保管振替機構非取扱銘柄

国内の金融商品取引所に上場されている外国株券等(外国株券、外国投資信託受益証券、外国株預託証券、外国株式等および外国投資証券)のうち、当社の判断により代用有価証券(代用適格)として取扱いを行う銘柄の代用掛目は、上場する取引所や所属部にかかわらず80%以下となります。

委託保証金率および代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されることまたは当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更または除外(以下「掛目の変更等」といいます。)を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご

---

通知し、変更後の掛目（または除外）の適用日につきましては、あらかじめその内容を適用日の5営業日以上前までにお客様にご通知いたします。ただし、当社が緊急を要すると認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

特定の銘柄について、経営に重大な影響を与える事件、事故、犯罪の発生もしくは疑いのある場合

特定の銘柄について、粉飾決算の発覚もしくはその疑いのある場合

特定の銘柄について、行政等による法令等に基づく処分または法令違反の発覚等により、業務の全部または一部が停止になる場合

市場全体または特定の銘柄の流動性が著しく上昇または低下した場合

特定の銘柄について、直近の価格が実態を反映していないと判断される場合

その他、当社が必要と判断した場合

以上  
(平成22年4月)

---

# 日興イーजीトレード信用取引に関する説明書 (インターネット取引)

この書面では、お客様が当社との間で日興イーजीトレードを利用した信用取引（以下「日興イーजीトレード信用取引」といいます。）を行う際の重要な取り決め、当社独自の取り扱い、その他お客様が留意すべき事項等について具体的にご説明します。「信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）」の内容と重複する部分もございますが、特に重要な部分ですので改めてご確認ください。

## 1. 日興イーजीトレード信用取引口座の開設手続き

日興イーजीトレード信用取引には、独自の規程・ルールや取扱方法等がありますので、ご注意ください。

### (1) 口座開設までの流れ

日興イーजीトレード信用取引口座の開設方法は以下のとおりとなります。

なお、日興イーजीトレード信用取引口座開設のお申込みは、ウェブ画面からのみ受付いたします。

日興イーजीトレードへログイン後、「信用取引のお申込み」画面でお客様の信用取引に関する基礎知識や取引開始基準に関する事項についてお尋ねします。また、この画面で電話による審査のご希望日時をお申し込みいただきますので、すべての項目にお答えください。

ご希望の日時に当社から連絡し、電話による審査を実施させていただきます。なお、このご希望日時にご本人様と連絡が取れない場合、再度お申し込みいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

当社にて信用取引口座開設基準および電話審査の結果等に基づき審査をいたします。審査結果はEメールでご通知いたします。

社内審査によりお取引開始の手続きが可能となったお客様に、信用取引口座開設手続き書類一式をご登録住所にお送りします。

「日興イーजीトレード信用取引に関する覚書兼信用取引口座設定約諾書」等の書類に必要事項をご記入・当社お届け印によるご捺印の上ご返送ください。なお、「日興イーजीトレード信用取引に関する覚書兼信用取引口座設定約諾書」には4,000円の収入印紙を貼付(印紙には割印が必要)のうえ、ご返送ください(印紙代はお客様のご負担となります。)。当社でご返送いただいた書類の内容を確認し、信用取引口座開設の手続きをいたします。手続き完了のお知らせはEメールでご通知いたします。なお、電話審査日の6か月後の応当日(応当日がない場合は応当月の月末、休祭日の場合は前営業日)までにお客様から上記の書類が当社宛てに返送(到達)されない場合はお申込みを無効とさせていただきます。

審査の結果、お客様のご希望に添えない場合、その後6か月間は電話審査等のお申込みができませんので、あらかじめご了承ください。

## (2) 日興イーリートレード信用取引口座開設基準

当社の取引口座が開設されていること。

当社規程に基づく証券総合口座を開設されており、かつ、日興イーリートレードの利用申込みをされていることが必要となります。

- (注) 既にお取引店で担当者を通じて信用取引を行われている場合は、一旦すべての建玉を決済していただいた後、日興イーリートレード信用取引口座の開設が可能となります。日興イーリートレード信用取引とお取引店で担当者を通じて行う信用取引の両方を同時にご利用いただくことはできませんので、どちらか一方のお取引をご選択ください。

信用取引の節度ある利用が行えること。

信用取引はお客様の自己資金の他に融資資金により取引を行うことが可能です。即ち、融資資金に発生する損失が、自己資金に波及することがあるリスクの高い取引です。そのため、信用取引を過度に繰り返し、結果的に自己資金が消滅する（もしくは自己資金以上損失が発生する）など、お客様の財産形成に多大なる影響をもたらす場合が想定されます。従いまして、節度ある取引となるようにご留意いただく必要があります。（お客様が信用取引を開始されて、その取引が当社の預り資産状況に照らして過度であると当社が判断した場合、当社はおお客様の取引を制限する場合がありますのであらかじめご了承ください。）

「信用取引口座設定約諾書」、「日興イーリートレード信用取引に関する覚書」、「日興イーリートレード信用取引に関する説明書」、「日興イーリートレード信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）」および「日興イーリートレード信用取引口座取扱規程」の記載内容を十分ご理解・ご承諾のうえ、必要書類を差し入れていただくこと。

日興イーリートレード信用取引は、法令諸規則等よりも取引条件が厳しくなっております。これらの条件をご理解いただいた上で、必要書類にご記入、ご捺印いただき、当社まで差し入れていただく必要があります。

信用取引の経験があること、もしくは現物株式の投資経験が1年以上あり、かつ、信用取引に関する知識があること。

信用取引は現物株式の取引よりも、取引方法やその仕組みが複雑であり、また、リスクの高い取引です。そのため、取引においては即時の判断力や相応の知識が必要になります。このようなことから、当社ではお客様が上記のご経験・知識がある場合にお申込みをお受けいたします。

新規建玉時に委託保証金を30万円以上差し入れができること。

日興イーリートレード信用取引口座開設後に、信用新規注文を行うには当社に対して最低でも時価評価額30万円以上の委託保証金を事前に差し入れていただく必要があります。また、取引により発生する損失を考慮し、当社へお預けいただいている資産総額が30万円以上、ならびに他社を含めた金融資産が300万円以上あることも日興イーリートレード信用取引口座開設の条件となります。

お申込みの段階で定期的な収入があること。

信用取引により発生する損失が多くなる可能性があることは先に説明のとおりですが、これらのことから、当社ではお申込みの段階でお客様が定期的な収入を得られている場合、もしくは、定期的な収入が得られなくとも、取引を維持するに十分な金融資産を有している場合に、日興イーリートレード信用取引口座開設のお申込みをお受けいたします。

---

お客様ご自身がインターネットをご利用できる環境にあること。また、ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

日興イーजीトレード信用取引の注文は、インターネットにおいてのみお受けいたします（システム等の障害でインターネットでの発注が不可となった場合はこの限りではありません。）。また、信用取引の委託保証金状況や期日の管理、取引方法等の確認のためにインターネットは必須となります。加えて、当社からEメールにより重要な連絡を行う場合がありますので、ご自身のメールアドレスも必須となります。なお、日興コンタクトセンター、I V Rまたは携帯電話のみご利用のお客様の場合には、日興イーजीトレード信用取引口座の開設をお受けしないこととします。

お客様が当社と常に電話により連絡が取れる状況であること。

日興イーजीトレード信用取引にかかる有価証券の価格変動により委託保証金に不足が生じた場合や建玉の決済において損金が発生した場合など、緊急時には当社から電話連絡を行う場合があります。

お客様の年齢が、20歳以上76歳未満であること。

20歳未満または76歳以上のお客様は、日興イーजीトレード信用取引口座の開設はできません。なお、日興イーजीトレード信用取引口座開設時点で76歳未満であっても、76歳になられた日より新規建玉ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。

これらの基準を満たされることが日興イーजीトレード信用取引を開始される最低条件となります。ただし、基準を満たされても電話審査後の社内審査によりご希望に添えないこともあります。当社はその事由についての開示は一切いたしませんのであらかじめご了承ください。

---

## 2. 日興イーリートレード信用取引における留意事項

### 基本的事項

#### 必要委託保証金額

信用取引で新規に建玉を建てる場合には、前日の時価評価（掛目を考慮した現金換算）で最低30万円の委託保証金が必要となります。

#### 委託保証金率、最低委託保証金維持率

委託保証金率は約定代金の40%（うち、約定代金の10%以上は現金）、最低委託保証金維持率（追証ライン）は30%となります。委託保証金は、現金または当社が定める代用有価証券が対象となります。

#### 委託手数料

信用取引により株式の売買を行うには、委託手数料が必要となります。詳細は、日興イーリートレード信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）もしくは当社ウェブサイトをご参照ください。

#### 取扱市場、取扱銘柄

東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証ヘラクレス・大証JASDAQ・大証NEO含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の信用銘柄および貸借銘柄のうち、日興イーリートレードで取扱いが可能な銘柄が対象となります。ただし、各金融商品取引所等の規制、または、当社独自の判断により取引できない銘柄もあります。

#### 委託保証金の事前差し入れ

取引に際しては、事前に委託保証金を差し入れていただく必要があります。お客様が取引を発注される時点で差し入れられた委託保証金額、建玉（およびその損益状況）、現物株式や他の商品の取引状況、信用決済損益金等を考慮した結果計算された信用余力の範囲内でお取引をお受けいたします。

#### 委託保証金代用有価証券

お預り証券のうち、当社で定める代用適格有価証券は、原則としてすべて委託保証金代用有価証券（以下「保証金代用証券」といいます。）といたします。日興イーリートレード信用取引では、信用取引口座開設時に代用適格有価証券は一括して保証金代用証券となります。また、現物株式を買付された場合や現引をされた場合も、代用適格有価証券であれば受渡日に自動的に保証金代用証券となります（\*）。

（\*）以下の場合は保証金代用証券となる日が権利確定日の翌日となります。

株数の増減を伴う権利処理が行われる銘柄を、権利付最終日に現物株式で買付または現引した場合に当該銘柄が保証金代用証券となる日  
株数の増減を伴う権利処理が行われる銘柄を保有している状態で、当該銘柄の権利確定日前営業日に信用取引口座開設が完了した場合に当該銘柄が保証金代用証券となる日

---

### 3. 委託保証金・保証金代用証券

#### (1) 委託保証金

委託保証金（以下「保証金」といいます。）

信用取引により建玉を建てることは、当社から融資する資金によりお客様が有価証券を買付ける（または、当社がお貸しする株券等によりお客様が有価証券を売付ける）状態を指し、これに必要となる担保が保証金です。日興イーリートレード信用取引では最低30万円の保証金を差し入れていただく必要があります。また、保証金は株券等（「保証金代用証券」）でも可能です。

委託保証金現金（以下「保証金現金」といいます。）

当社でお預りする現金（お預り金）は、お客様ご自身により保証金現金への振替指示を行っていただきます。同様に、保証金現金からお預り金への振替指示もお客様ご自身で行っていただきます。それぞれの振替指示は、当社の定める振替可能額の範囲内で可能となります。

この手続きは、信用余力の引上げ・追加保証金の差し入れ・現物株式等の買付・建玉の現引・お取引口座からの出金等、お客様ご自身のご都合にあわせてご利用いただくためのものです。なお、保証金の状況やお預り金の不足額発生状況に応じて、お客様に通知することなく当社がその手続きを行えることとします。ただし、当社はその義務を負うものではありません。

保証金現金のお取扱いについての詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

保証金率

信用取引により建玉を建てる場合に必要となる保証金の割合を保証金率といいます。日興イーリートレード信用取引の保証金率は40%（うち10%以上は現金）となります。例えば、お客様が約定代金1,000万円の買建てをされた場合に、必要となる保証金は400万円（うち100万円以上は現金）となります。（保証金や建玉の状況により、このような結果にならない場合があります。）なお、法令諸規則等が変更された場合、個別銘柄の取引規制や当社独自の判断により保証金率は変更される場合があります。

保証金維持率

保証金維持率とは、建玉代金合計に対する実質的な保証金の割合のことです。また、信用取引の建玉の評価損益を合計した結果が評価損の場合は、保証金の価値から差引かれます。（ただし、合計した結果が評価益の場合は評価に加算されません。）

計算式などの詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

### 追加保証金

- ・建玉評価損の拡大や保証金代用証券の値下り等により、当日（発生日）の取引終了後に計算されたお客様の保証金維持率が30%を下回った場合は40%を回復させるために必要となる追加保証金（いわゆる「追証」）を発生日の翌々営業日までに当社からの連絡の有無にかかわらず差し入れていただきます。
- ・上記の保証金維持率が20%を下回った場合は40%を回復させるために必要となる追加保証金を差し入れていただきます。ただし、その差入期日は上記と異なり、発生日の翌営業日までに当社からの連絡の有無にかかわらず差し入れていただきます。

下回った基準	必要となる率	差入期日
30%	40%	発生日の翌々営業日
20%		発生日の翌営業日

- ・追加保証金の計算結果は、発生日当日の取引終了後に概算値を当社ウェブサイトに表示します。（この段階で、必要に応じて当社から電話連絡を行う場合があります。）翌朝確定した計算値を表示しますので、お客様ご自身でご確認のうえ、お預り金の範囲内で充当できない場合は差入期日までに不足額をご入金ください。
- ・追加保証金は、差入期日までにご入金、保証金現金への振替指示をしていただき、当社でその確認ができることが必要となります。確認ができない場合は、当社はお客様に通知することなく、未約定の取引注文を当社が任意で取消し、差入期日の翌営業日以降、お客様の全ての建玉を当社が任意で反対売買により決済させていただきます。その際発生した決済損金がお客様のお預り金または保証金現金で充当できない場合、当社はお客様の保証金代用証券を任意で売却することにより充当させていただきます。なお、この段階で未約定の取引注文がある場合は、当社が任意で執行しないこととします。
- ・追加保証金が発生した場合は、その後の株価の上昇等により保証金維持率が40%を上回った場合でも、差し入れが必要となり、また、追加保証金を差し入れられるまで信用新規注文は発注できません。
- ・保証金維持率および額は、法令諸規則等の変更、または、当社独自の判断により変更される場合があります。
- ・未約定の取引注文が約定することにより、保証金の差し入れが必要となると当社が判断した場合、当該注文は当社が任意で執行しないこととします。

## (2) 保証金代用証券・掛目

保証金代用証券（代用適格有価証券）は、原則として、上場株式・上場投資信託・上場投資証券のうち、日興イージートレードの取扱対象銘柄となります。また、保証金代用証券の掛目（現金換算率）は、前営業日時価評価額となります。

東京証券取引所 1・2 部上場銘柄.....80%以下  
大阪証券取引所 1・2 部・J A S D A Q 上場銘柄.....80%以下  
名古屋証券取引所 1・2 部上場銘柄.....80%以下  
大阪証券取引所ヘラクレス（スタンダード）上場銘柄...80%以下  
上場投資信託・上場投資証券.....80%以下  
（ E T F、不動産投信など）  
東京証券取引所マザーズ上場銘柄.....60%以下  
大阪証券取引所ヘラクレス（グロース）上場銘柄.....60%以下

以下に該当する銘柄は、保証金代用証券の範囲外（代用不適格有価証券）となります。ただし、以下に該当する場合でも当社の判断により保証金代用証券として取扱う場合があります。

- 名古屋証券取引所セントレックス上場銘柄
- 大阪証券取引所 N E O 上場銘柄
- 札幌、福岡証券取引所上場銘柄
- T O K Y O A I M 上場銘柄
- 金融商品取引所に上場する外国株券等
- 大証カントリーファンド、大証ベンチャーファンド市場銘柄
- 整理銘柄（整理ポスト割当銘柄）
- 証券保管振替機構非取扱銘柄

国内の金融商品取引所に上場されている外国株券等（外国株券、外国投資信託受益証券、外国株預託証券、外国株式等および外国投資証券）のうち、当社の判断により代用有価証券（代用適格）として取扱いを行う銘柄の代用掛目は、上場する取引所や所属部にかかわらず 80%以下となります。

- ・保証金代用証券の銘柄や掛目は、法令諸規則等の変更、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断（\*）により変更される場合があります。

（\*）当社独自の判断により代用有価証券の掛目の変更等を行う対象となる事象は以下のとおりです。

特定の銘柄について、経営に重大な影響を与える事件、事故、犯罪の発生もしくは疑いのある場合

特定の銘柄について、粉飾決算の発覚もしくはその疑いのある場合

特定の銘柄について、行政等による法令等に基づく処分または法令違反の発覚等により、業務の全部または一部が停止になる場合

市場全体または特定の銘柄の流動性が著しく上昇または低下した場合

特定の銘柄について、直近の価格が実態を反映していないと判断される場合

その他、当社が必要と判断した場合

代用有価証券の掛目の変更等を行う場合には、変更後の掛目（または除外）の適用日につきまして、あらかじめその内容を適用日の 5 営業日以上前までにお客様にご通知いたします。ただし、当社が緊急を要すると認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

- 
- ・掛目の変更により、追加保証金の差し入れが必要となる場合があります。
  - ・保証金代用証券の銘柄が株式合併・株式交換・株式移転・株式分割・併合（減資）・上場廃止等の措置となることで、追加保証金の差し入れが必要となる場合があります。

#### 4. 取引に関して

##### (1) 取引注文に関して

###### 取引市場・取扱銘柄

日興イーリートレード信用取引で取扱う銘柄は、東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証ヘラクレス・大証JASDAQ・大証NEO含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の上場銘柄で制度信用銘柄として指定されたもののうち、日興イーリートレードの取扱対象銘柄となります。制度信用銘柄の「貸借銘柄」は信用新規買い注文・売り注文ともに行なえませんが、「信用銘柄」は信用新規買い注文のみ行なえます。ただし、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断により取扱銘柄が制限される場合があります。

###### 信用新規注文

日興イーリートレード信用取引による新規建では、信用取引注文画面の「新規建可能額」の範囲内で行えます。この「新規建可能額」は、「信用余力÷保証金率」と「現金信用余力÷現金保証金率」のうち小さい方の金額となり、発注可能な建玉金額（約定代金）の限度額を示しております。

国内の金融商品取引所に上場する外国株券等の信用取引においては、返済で現引・現渡を行う場合に外国証券取引口座が必要になることから、信用新規注文を行う前に、あらかじめ外国証券取引口座を開設しておく必要があります。

###### 信用返済注文

建玉は所定の決済期日（「(2)建玉の決済期日」をご確認ください。）までに反対売買または現引もしくは現渡により決済していただきます。また、注文時に決済する建玉をあらかじめ指定していただくことができます。ただし、一旦注文が約定した後に建玉の変更はできません。

- ・ 反対売買

反対売買とは、買建玉は売り返済、売建玉は買い返済により差金で決済を行うことを指します。反対売買は保証金維持率にかかわらず取引いただけますが、新規建てを行った市場以外では行えません。

- ・ 現引

現引とは、買付代金相当額を支払い、現物株式を引き取ることを指します。

現引は、当社が定める買付可能額ルール の範囲内でお受けさせていただきます。

詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

なお、約定済となった現引注文のお取消しはできませんのでご注意ください。

（約定済となるのは、営業日の午前6時30分頃から各市場終了時までです。）

---

- ・現渡

現渡とは、貸付株券に現物株式を充当することを指します。

現渡は、当社がお客様からお預りしている数量の範囲内でお受けさせていただきます。

現渡をされた場合は、お客様の選択により、その受渡代金全額を保証金現金もしくはお預り金に充当いたします。特にご指示が無い場合は保証金現金に充当いたします。ただし、保証金現金への充当を指示された場合でも、次の状態となる場合はこの限りではありません。

- ・ 当該現渡注文の受渡日前日夜間に未決済建玉、新規建ての注文、または受渡日未到来の決済約定がない状態の場合は、全額がお預り金に充当されます。
- ・ 当該現渡注文の受渡日当日のお預り金残高が不足する状態の場合は、当該不足額がお預り金に充当され、残額がある場合は残額が保証金に充当されます。

なお、約定済となった現渡注文のお取消しはできませんのでご注意ください。

(約定済となるのは、営業日の午前6時30分頃から各市場終了時までです。)

それぞれの取引可能時間は、当社ウェブサイトでご確認ください。

#### 現物株式取引

- ・買付注文

現物株式の買付注文の買付可能額は、当社が定める買付可能額ルールの範囲となります。

詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

- ・売却注文

現物株式の売却注文は、当該注文の数量が当社でお預かりする残高数量の範囲内である場合に行えます。ただし、この場合の残高数量は、他に売却注文や出庫手続き等がある場合はその数量を差し引いたものになります。なお、受渡代金については、お客様の選択により、全額を保証金現金もしくはお預り金に充当いたします。特にご指示が無い場合は保証金現金に充当いたします。ただし、保証金現金への充当を指示された場合でも、次の状態となる場合はこの限りではありません。

- ・ 当該売却注文の受渡日前日夜間に未決済建玉、新規建ての注文、または受渡日未到来の決済約定がない状態の場合は、全額がお預り金に充当されます。
- ・ 当該売却注文の受渡日当日のお預り残高が不足する状態の場合は、当該不足額がお預り金に充当され、残額がある場合は残額が保証金に充当されます。

#### 取引の種別

取引が一旦約定した後に、信用取引から現物取引(またはその逆)への変更は、受付できません。そのため、発注時に信用・現物の種別を十分留意されたうえでご注文ください。

#### 最大建玉金額

お客様の保証金の状況にかかわらず、日興イーリートレード信用取引による同一銘柄の建玉金額は1億円以内、また、全建玉の合計金額は10億円以内となります。

ただし、東証マザーズ、大証ヘラクレスおよびNEO、名証セントレックスの上場銘柄につきましては、同一銘柄の建玉の合計金額は3千万円以内とします。

東証マザーズ、大証ヘラクレスおよびNEO、名証セントレックスの上場銘柄において、同一銘柄の建玉金額3千万円を超える建玉をご希望の場合は、お客様とご面談をさせていただいた上で、当社が承認した場合のみ、同一銘柄の建玉金額を1億円以内とします。

## (2) 建玉の決済期日

### 通常時の決済期日

信用取引により建てた建玉の決済期日は、その約定日の6か月後の応当日（応当日が休日の場合はその前営業日とし、応当日がない場合はその月の末日となります。）となります。ただし、お客様にはこの決済期日の前営業日までに反対売買、現引または現渡による決済をしていただきます。なお、建玉毎の決済期日は当社ウェブサイト上で表示いたします。

### 決済期日の繰上げ

建玉の銘柄が以下の措置に該当した場合は、お客様の建日にかかわらず決済期日は繰上げとなります。なお、お客様には、変更後の決済期日の前営業日までに反対売買、現引または現渡による決済をしていただきます。

実施措置	対象銘柄	変更後の決済期日
上場廃止	該当銘柄	最終売買日の10営業日前
株式合併	被合併会社	最終売買日の前営業日
株式交換	被交換会社	最終売買日の前営業日
株式移転	完全子会社	最終売買日の前営業日
併合(減資)( )	該当銘柄	併合(減資)手続きのため売買停止となる前営業日

( ) 同時に売買単位の変更があり、併合後の最低売買株数に端数が生じない場合は、建玉を継続する場合があります。

### 決済されない場合

お客様が、決済期日前営業日までに反対売買、現引または現渡されない場合、当社は決済期日の寄付（または、当社が任意で定める日）に、お客様に通知することなく、反対売買により決済させていただきます（状況により現引・現渡により決済する場合があります）。その際発生した決済損金等が、お預り金または保証金現金の範囲内で充当できない場合は、当該受渡日までに不足金をご入金いただきます。なお、ご入金いただけない場合、当社はおお客様の保証金代用証券を任意で売却することにより充当させていただきます。

## (3) 不足金の解消

反対売買、当社任意決済、及び強制決済により決済損金等が生じた場合は、当該受渡日までに不足金額をご入金していただきます。当該受渡日に不足金額のご入金を当社が確認できない場合、当社はおお客様に通知することなく、お客様の保証金現金または未決済の建玉もしくは保証金代用証券をおお客様の計算により当社の任意で処分・売却することで充当させていただきます。

---

## 5. 諸経費

### (1) 委託手数料

約定代金に対して当社が定める額の手数料をお支払いいただきます。詳細は、日興イーजीトレード信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）もしくは当社ウェブサイトでご確認ください。

### (2) 信用取引金利

買い建玉の場合はお客様に建玉金額に対する信用取引金利をお支払いいただき、売り建玉の場合は当社が建玉金額に対する信用取引金利をお支払いいたします。信用取引金利は当社が定める率となります。詳細は当社ウェブサイトでご確認ください。

### (3) 信用取引貸株料

信用取引貸株料は、売り方のお客様から徴収するものです。品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。信用取引貸株料は当社が定める率となります。詳細は、当社ウェブサイトでご確認ください。

### (4) 品貸料（逆日歩）

証券金融会社は貸株残高が融資残高を超えて株不足となった場合、機関投資家等から不足株数を調達します。その際発生した株券の調達費用を、売り方のお客様は買い方のお客様に品貸料として支払わなければなりません。この品貸料を一般的に「逆日歩」といいます。逆日歩は1株あたりの単価で計算され、ウェブ等にも掲載されます。詳細は、当社ウェブサイトでご確認ください。

### (5) 権利処理等手数料

買い建玉が権利確定日をまたいで建てられている場合は、権利処理等手数料として建玉毎に対して売買単位あたり52.5円（税抜 50円）必要となります。

---

## 6. 権利処理・配当金

### (1) 権利処理

建玉の銘柄に対して株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行います。ただし、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

- ・ 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる場合（分割比率 1：2 等）  
株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付けまたは買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。
- ・ 新株予約権または売買単位の整数倍以外の新株式等が割当てられる場合（分割比率 1：1.5 等）  
金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。

### (2) 配当金

- ・ 建玉が権利確定日をまたいで建てられている場合は、当該発行会社の配当金支払時期に、配当金の授受が必要となります。配当金の支払時期は発行会社によって異なりますが、概ね決算日の3か月後となります。
- ・ この時点で、買い建玉については、お客様の取引口座へ入金されます。また、売り建玉については、お預り金・保証金現金からお支払いいただきます。お預り金・保証金現金の範囲内で充当できない場合は、不足額をご入金いただきます。この際、ご入金いただけない場合は、以後の取引を制限させていただきます。
- ・ 配当金の授受は、すでに返済が終了した建玉に対しても発生します。特に売り建玉の場合は支払義務が発生しますので注意が必要です。
- ・ 配当金は、現物株式同様に税金が源泉徴収された後の金額が対象となります。

## 7. その他の留意事項

### (1) 日興MRFの取扱い

日興イーリートレード信用取引口座を開設されたお客様は、保証金現金とお預り金の振替を円滑に行っていただくため、当社がお預りしている日興MRFを、原則として、すべて自動換金させていただきます。なお、保証金現金への振替は、自動的に行われませんので、お手数ですが、お客様ご自身で「保証金振替」画面より行ってください。（なお、通常、証券総合口座で行われる日興MRFから預り金への振替は自動的に換金して処理されますが、入金時、あるいは売却代金等の日興MRFへの自動買付は行われません。）

つみたてプラン等で毎月の引き落しを日興MRFからとされている場合は、別途日興MRFの買付をしていただかなければ次回引き落しが不能となりますのでご注意ください。

### (2) 口座移管について

お客様が、日興イーリートレード信用取引口座のお取引店を変更される場合は、すべての建玉を決済していただいた後に口座移管を行うことが可能となります。

### (3) 取引口座の閉鎖

当社では、お客様の建玉がないまま保証金（保証金現金、保証金代用証券）を長期間継続してお預かりすることが適切でないと考え、日興イーリートレード信用取引口座の開設以降、または、最終建玉の決済日以降、新規建玉を建てられないまま6か月を経過した場合、自動的に日興イーリートレード信用取引口座を閉鎖いたします。また、信用取引を再開される場合は改めて信用取引口座の開設手続きをしていただきます。なお、お客様のご依頼により取引口座を閉鎖した場合は、閉鎖後6ヶ月間は新たな日興イーリートレード信用取引口座の開設手続きができませんのでご注意ください。

閉鎖手続きに伴い、閉鎖処理日に未約定の取引注文を当社の任意で執行しない場合やお取引を制限させていただく場合があります。

### (4) Eメールでの連絡

当社から、お客様が追加保証金の差し入れを必要とする場合や決済期日の到来等について、Eメールにより連絡を行う場合があります。この連絡はあくまで当社が任意で行うものであり、お客様に対しその着信を保証するものではありません。連絡の有無にかかわらずお客様はご自身の責任により当社ウェブサイトをご確認いただき、必要な手続きを行われますようお願いいたします。また、当社に届出られたEメールアドレスを変更する場合、ご自身により所定の手続きをお取りください。

### (5) 上場会社等の役職員のお取引について

日興イーリートレード信用取引では、上場会社等の役職員が当該会社等の株式を新規建てされる場合は、その注文をお受け致しませんのであらかじめご了承ください。また、新規建てを行われた後（未決済の状態）に当該会社の役員または大株主になられた場合、当該建玉の決済・現引・現渡注文は、すべて日興コンタクトセンターでお受けいたします。

### (6) 本説明書の取扱い

この説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。当社は、本説明書の内容を変更する場合、変更の内容がお客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すことになる場合には、お客様にその変更事項を通知いたします。この場合、所定の期日までにお客様より異議の申出がないときは、その変更に同意いただいたものとみなしてお取り扱いいたします。なお、変更の影響が軽微であると判断されるもの、または性質上変更が予定されているため既に本説明書中に変更や制限等を課す場合がある旨が記載されているもの（具体的には下記\*の箇所に列挙してあるものです）については、Eメールまたは当社のウェブサイトへ掲載する等、電子媒体による方法等に代えることとしますのでお客様ご自身でご確認いただきますようお願い申し上げます。

(\*) 法令諸規則や当社独自の判断により変更・制限される場合があるもの。

信用取引取扱い銘柄、保証金率、保証金維持率（額）、保証金代用証券取扱い銘柄（掛目）、諸経費、税制・税率

以上

（平成22年4月）

---

# 日興イーजीトレード信用取引口座取扱規程 (インターネット取引)

## 第1条(規程の趣旨)

- (1)この規程は、お客様が日興コーディアル証券株式会社(以下「当社」といいます。)に申込みされた取引口座において、インターネットを利用して行う信用取引(以下「日興イーजीトレード信用取引」といいます。)に関する取決めです。
- (2)お客様は、日興イーजीトレード信用取引を利用するにあたって、この規程によるほか、関係法令諸規則、当社各規程等を遵守するものとします。

## 第2条(日興イーजीトレード信用取引口座開設の申込み)

- (1)お客様は、以下の要件を満たす場合に日興イーजीトレード信用取引口座開設の申込みを行うことができますものとします。なお、既にお取引店で担当者を通じて行う信用取引の口座を開設されている場合は、すべての建玉を決済していただいた後、日興イーजीトレード信用取引口座の開設が可能となります。  
当社規程に基づく、証券総合口座を開設されており、かつ、日興イーजीトレードの利用申込みをされていること。  
信用取引のご経験又は1年以上の株式投資のご経験があり、かつ、信用取引に関する知識があること。  
お申込みの段階で当社へお預けいただいている資産総額が30万円以上、ならびに他社を含めた金融資産が300万円以上あること。  
お申込みの段階で定期的な収入があること。(もしくは、定期的な収入が得られてなくとも、取引を維持するに十分な金融資産を有していること)  
年齢が、20歳以上76歳未満であること。  
インターネットを利用できる環境にあること。  
電話及び電子メールにより、直接連絡が常時取りうること。  
信用取引制度、信用取引のリスクを理解し、本規程、信用取引口座設定約諾書、日興イーजीトレード信用取引に関する覚書及び日興イーजीトレード信用取引に関する説明書、日興イーजीトレード信用取引の契約締結前交付書面(インターネット取引)の内容を了承していること。
- (2)当社が、前項の要件及び当社が定める基準により日興イーजीトレード信用取引口座開設の可否を審査し、当社がこれを承認した場合に限り、お客様は信用取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、日興イーजीトレード信用取引口座が開設できない場合にも、当社はお客様にその理由を一切開示しないものとします。

## 第3条(取引の種類)

お客様が日興イーजीトレード信用取引により行える取引の種類は、当社が定めるものとします。

## 第4条(対象銘柄)

- (1)お客様が日興イーजीトレード信用取引により取引を行なえる銘柄は、東京証券取引所(東証マザーズ含む)、大阪証券取引所(大証ヘラクレス・大証JASDAQ・大証NEO含む)および名古屋証券取引所(名証セントレックス含む)の上場銘柄で制度信用銘柄として指定されたもののうち、当社が定めるものとします。
- (2)前項の規定にかかわらず、金融商品取引所又は証券金融会社等(以下「金融商品取引所等」といいます。)が信用取引の制限若しくは禁止措置を行っている銘柄、又は当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。

---

## 第5条(取扱数量)

お客様が日興イーリートレード信用取引により有価証券の買付又は売却の取引注文を行える数量は、当社が定める範囲内とします。

## 第6条(建玉の制限)

- (1)日興イーリートレード信用取引による同一銘柄の建玉は、原則として1億円以内とします。
- (2)日興イーリートレード信用取引による全ての銘柄の建玉合計は、原則として10億円以内とします。
- (3)日興イーリートレード信用取引による、東証マザーズ、大証ヘラクレスおよびNEO、名証セントレックスの上場銘柄の、同一銘柄の建玉は、原則として3千万円以内とします。

## 第7条(委託保証金)

- (1)委託保証金は、日興イーリートレード信用取引の注文に先立って、当社に差し入れるものとします。
- (2)前項の委託保証金は、当社が指定する有価証券(以下「保証金代用証券」といいます。)をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。
- (3)保証金代用証券の委託保証金への換算については、当社が定めるものとします。

## 第8条(保証金代用証券の取扱い)

- (1)当社でお預かりする株券等のうち当社が代用有価証券として適格性を有していると指定したものは、原則として、すべて前条の委託保証金として差し入れるものとします。
- (2)保証金代用証券を売却した場合は、お客様の選択により、売却代金全額を保証金現金もしくはお預り金に充当いたします。特にご指示が無い場合は保証金現金に充当いたします。

## 第9条(委託保証金の額)

委託保証金の必要額は、約定代金に40%(委託保証金率)を乗じた額(ただし、30万円を下回る場合は30万円。)とします。また、約定代金に10%を乗じた額以上は現金によるものとします。ただし、金融商品取引所等が委託保証金率の規制を行った銘柄、又は当社が委託保証金率の変更を行った銘柄については、この限りではありません。

## 第10条(委託保証金の維持)

- (1)委託保証金の維持率(建玉代金合計に対する実質的な保証金の割合のことと定義します。)が40%を下回っている場合、または、30万円を下回っている場合は、委託保証金からお預り金への振替、保証金代用証券の引き出し、新規の買建て若しくは売建ては行えないものとします。
- (2)委託保証金の維持率が30%を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日までに、維持率を40%とするために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。また、この場合、当社はおお客様の取引注文を任意で執行しないことができるものとします。
- (3)委託保証金の維持率が20%を下回った場合は、お客様は下回った日の翌営業日までに、維持率を40%とするために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。なお、この場合、当社はおお客様の取引注文を任意で執行しないことができるものとします。
- (4)お客様が前項又は前々項の所定の日までに追加保証金を差し入れたことを当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の口座における全信用建玉を当社の任意でおお客様の計算により反対売買することができ、その際損失が発生し、かつ不足分が発生した場合には、当社はおお客様の保証金代用証券をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- (5)前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。
- (6)未約定の取引注文が約定することによりお客様による追加保証金の差し入れが必要になると当社が判断した場合、当社はおお客様の取引注文を任意で執行しないことができるものとします。

- 
- (7)第1項から第3項までの維持率又は金額は、金融商品取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。

#### **第11条(委託保証金の状況の確認)**

- (1)お客様は、建玉がある場合には、日々、確認のできる時間内にインターネットのご利用により、ご自身で委託保証金の状況を確認するものとします。
- (2)お客様が前項に規定する委託保証金の状況の確認を怠ったことにより生じたお客様の損害については、当社は一切の責めを負わないものとします。

#### **第12条(返済期日)**

- (1)お客様が信用取引を行う場合、建玉については必ず所定の返済期日の前営業日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。
- (2)建玉の銘柄が、上場廃止・株式合併・株式交換・株式移転・併合(減資)( )等の措置がとられた場合、前項の返済期日は、当社が定める期日に変更できるものとします。また、この場合お客様は、当社の指定する日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。
- ( )同時に売買単位の変更があり、併合後の最低売買株数に端数が生じない場合は、建玉を継続する場合があります。
- (3)前項又は前々項にかかわらず、お客様が所定の期日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行わなかった場合は、当社は返済期日当日又は当社が任意で定める日に、お客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建玉を反対売買又は現引若しくは現渡が行えるものとします。
- (4)前項の反対売買又は現引若しくは現渡を行った結果、損失が発生した場合には、お客様は当社に対して速やかにその額に相当する金銭を入金するものとします。
- (5)お客様が前項の金銭を入金しない場合、当社はおお客様の保証金代用証券をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- (6)前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

#### **第13条(債務不履行)**

- (1)お客様が所定の時限を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の保証金代用証券及びお取引口座の有価証券をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。またこの場合、当社はおお客様の取引注文を任意で執行しないことができるものとします。
- (2)お客様が債務を履行しない場合、当社は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

#### **第14条(信用取引事務管理費)**

当社は建玉に対して、当社所定の信用取引事務管理費を徴収いたします。

#### **第15条(権利処理等手数料)**

当社は建玉に対して、当社所定の権利処理等手数料を徴収いたします。

#### **第16条(信用取引金利および信用取引貸株料)**

日興イーゼットレード信用取引に関する金利および信用取引貸株料は、当社が定めるものとします。

#### **第17条(新株引受権等の権利処理)**

建玉の銘柄に対して株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行います。ただし、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

- 
- ・ 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる場合（分割比率 1：2 等）  
株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。
  - ・ 新株予約権または売買単位の整数倍以外の新株式等が割当てられる場合（分割比率 1：1.5 等）  
金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。

#### **第18条(日興MRFの自動買付サービスの停止)**

日興イーリートレード信用取引口座が開設されている場合、お客様は、日興MRFの自動買付を利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。また、お客様から日興イーリートレード信用取引口座開設の申込みがあった場合で、当社が当該口座の開設を承諾したときは、当社はお客様から、お預りしている日興MRFの換金の申込みがあったものとして取扱います。

#### **第19条(口座移管について)**

お客様が信用取引口座のお取引店を変更される場合は、すべての建玉を決済していただいた後に口座移管を行うものとします。

#### **第20条(信用取引利用の禁止・解除)**

- (1)お客様が、関係法令諸規則、当社各規程、本規程、「信用取引口座設定約諾書」、「日興イーリートレード信用取引に関する覚書」及び「日興イーリートレード信用取引に関する説明書」、「日興イーリートレード信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の日興イーリートレード信用取引の利用の停止、又は日興イーリートレード信用取引口座を解除することができるものとします。
- (2)次の各号いずれかに該当する場合、日興イーリートレード信用取引口座は解除されるものとします。この場合、第18条の日興MRFの自動買付を再開することに同意があったものとして取扱うこととします。

お客様が当社所定の手続きにて、日興イーリートレード信用取引口座の解約を申し出た場合。ただし、お客様の日興イーリートレード信用取引にかかる未決済の建玉が残存する場合には、この申し出を受けないこととします。

お客様が、すべての建玉を反対売買又は現引若しくは現渡されてから新たに日興イーリートレード信用取引を行わないまま、あるいは、日興イーリートレード信用取引口座を開設されてから日興イーリートレード信用取引を行わないまま6か月を経過した場合。
- (3)前項又は前々項の解除手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意で執行しないこと、また、一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。

#### **第21条(通知の効果)**

お客様が当社に届け出た住所、事務所又はメールアドレスにあて、当社によりなされた信用取引に関する諸通知（電子メールを含む。）が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべき時（電子メールの場合は当社が送信し、お客様が受信できる状態にあった時）に到着したものとします。

#### **第22条(他の規程、約款の適用)**

本規程に定めのない事項については、当社の証券総合取引約款、保護預り約款、日興イーリートレード取扱規定などにより取扱うこととします。

#### **第23条(規程の変更)**

本規程は、法令の変更若しくは監督官庁の指示・命令、又はその他必要が生じたときは、変更されることがあります。また、その変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すことになる場合には、お客様にその変更事項を通知いたします。この場合、所定の期日までにお客様より異議の

---

お申出がないときは、その変更に同意いただいたものとみなしてお取扱いいたします。なお、変更の影響が軽微であると判断されるものについては、Eメールまたは当社のウェブサイトへ掲載する等、電子媒体による方法等により通知するものとします。

以上  
(平成22年4月)